

資料提供(投げ込み) 令和6年10月24日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
都市計画部 建築指導課 (電話059-229-3197)	空家等対策担当副参事 今枝 昭文

## 略式代執行による特定空家等の除却の開始について

所有者による適切な管理が行われず、放置されている白塚町地内の空き家について、平成29年10月に地元自治会から本市に相談があり、本市は、老朽化による損傷が激しいこと、居宅の屋根の一部が崩落し、瓦が市道に落下する危険性があること及び老朽化した外壁材等が飛散する危険性があることから、同月31日付で、当該空き家を特定空家等に認定しました。

本市は、同年11月、当該特定空家等の所有者に対し、除却等を含む改善のお願いを行うとともに、その後、3か月ごとに職員による定期パトロールを行い、所有者による当該特定空家等の適切な管理の実施について、経過を見ていましたが、令和元年6月に所有者が亡くなったことを確認し、同年12月に全ての相続人の相続放棄を確認したことから、当該特定空家等は、所有者不存在の状態となりました。

その後、引き続き定期パトロールを実施していましたが、当該特定空家等が経年劣化により、道路の閉塞や隣家への倒壊等のおそれが高まったことから、本市は、通行人や近隣住民等への危険性が著しく高くなったと判断し、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定に基づく略式代執行により特定空家等の除却を下記のとおり実施します。

なお、除却後の土地については、適切な管理を行うため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第42条第2項の規定に基づき、津地方裁判所に所有者不明土地管理人の選任請求を行います。

### 記

#### 1 略式代執行開始宣言日

令和6年10月28日(月) 8時30分

#### 2 特定空家等の詳細

(1) 所在地	津市白塚町地内		
(2) 建物の面積	木造住宅平家建て	109.96	m <sup>2</sup>
	CB造便所	2.43	m <sup>2</sup>
	鉄骨造物置	3.47	m <sup>2</sup>
		計	115.86 m <sup>2</sup>
(3) 費用	5,269,000円(税込)		

#### 3 その他

当日は、略式代執行開始宣言を行いました後、空き家の仮囲いに着手します。